

つて現今の形式的、都會模倣的な教育の實相にあきたらずして、飽くまで建國の大精神に則り、質實剛健、勤儉力行の氣風を涵養するにある。

先づ土地を見る。土地は教育を教へてくれる。其處はどんな地形か、どんな位置か、どんな土質で肥瘦の工合はどんなか、そして如何なる生産に適して居るか。

其處に人間が如何に生活し來り、如何に人文が發達してゐるか、そして如何に生活が伸ばされるか。斯の如く農村發展の地理的條件を仔細に觀察して、然る後適確なる生活指導の教育策を樹立する。

由來、町村の區劃なるものは人爲的のものである。然し人間の生活は、天然資源の開發と、之れが消費とを中心として自然に發達してゐる。其處は數ヶ町村一團となり、生活上密接不離の關係が保たれてゐる。所謂「恒産なければ恒心なし」の言の如く、あらゆる文化財なるものは、經濟生活を外にしてはあり得ない。私は教育の出發點として是等生活圏を重視する。眞の郷土教育は人爲的な個々の町村の區劃を超越して、自然の發達による生活圏を眺むべきものと思ふ。

斯くして、學校の位置を石城郡錦村に定めた。……此の方部の動脈をなす鮫川は、幾百萬年の昔より流れ流れて、山手に上遠野、入遠野、田人の山村を發達せしめ、下手に川部、勿來、錦、植田、山田の沖積地を開いた。この方部一帯は、農を以て主業とする。米麥蠶蠶を主とし、上手に林業牧畜、下手に果樹蔬菜が稍々發達してゐる。鐵道常磐線は南北に貫通して、植田、勿來の二驛によつて物資の集散が行はれ……てゐる。錦村は略この兩町の中間に位し、耕地よく開け、地味頗る豊饒にして、灌漑排水の便また備つてゐる。……

教育の方法としては、教師先づ率先躬行して、生徒に活模範を示す。進みつゝある教師のみ教育の特權を有す。實行を外にしては感化の行はるべき筈はない。二宮尊徳の偉大さは彼れの實行に存する。

青年は魂の創造期だ、青春の期熟した時、一精靈の目覺めて人生最高の理想を求めて止まぬ時、一度は熱あり情ある人格者の下に置くべきだ。

従來の學校は稍々ともすれば、日常生活に縁遠い教育をしてゐる。其の缺陷は生徒をして、日常の生活動作をきらはしめるにある。だから生活は皆その槌を捨てる、その犁を持たぬやうにする。家庭を離れ、郷土を離れ、國家を忘れるのは自然の成行きだ。……

土を愛し、土に親しみ、地力の全能力を發揮せしむる所に、眞の創造的國民が養成されるのだ。勤勞は生産を伴ひ生産は價値を生む。本校經營の費用は、教師と生徒との共勞によつて生ずる收入を以て、これに充當する。茲に農業經營に對する實地體驗を積み、その手腕と眼識とが養成せられる。豊葦原の瑞穂の國は、國民の勤勞によりてのみ開發せられた。二宮尊徳と共に、「天照る神の足跡を見ん」と努力する所に、本校の特色が發揮せられる。

實習の第一着眼として、直接には農作物の生産を重視する。然し現今農村に於て、より重要な問題は、農産物の工業化乃至商業化にある。現今資本主義經濟組織が、我國農家の特色たる家族經營を根底より覆へし、農業の本質たる自給自足經濟を徹底的に不可能ならしめつゝあるを思ふとき、單なる粗生産にのみ甘んずべきではない。最も根本的問題は、國家の政策を重農主義に轉換し、組合主義によりて商工業を農村に取るゝを必要とする。目下農林省に於て、經濟更生の方法として産業組合を中心とし、之が實現をはからんとしてゐる。……之が成否は、一にかゝつ

て組合精神の如何に存する。……

精神の作興は教育によつてのみ實現し得る。本校茲に見る所あり、實習の第二の着眼として、農産物の加工及び購販をなす。組合精神を涵養せんが爲めである。デンマークの今日あるは、一にかゝつて組合の發展にある。組合主義により現代資本主義に對抗し、奪はれたる家庭工業の利益を共同組合の事業によりて農村に奪還し、金融の圓滑をはかり、共同購販によりて収入の増加と支出の減少をはかる。斯くして農村の振興期して待つべきものあるを思ふ。

一般の學校に於ては、生徒が卒業すれば、年と共に學校との關係が薄れて行く。卒業生の大量生産と粗製濫造とは遂に教育亡國のそしりをさへ蒙りつゝある。本校卒業生は之に反し、終生學校を離れることが出来ぬであらう。學校は、最後まで彼等の活動と共働する。彼等の卒業は、この意味に於て眞の生活指導の出發點である。是に於て始めて組合主義の徹底を見得る事と思ふ。

本校は講師として、地方産業に關係する重要な人物十八各を招聘して、各自専門的立場からの指導を乞うてゐる。現今に於ける農村指導者は、各々割據的の立場に立ち、各自各様の意見によりて指導しつゝあるが故に、往々にして不統一のそしりを受けつゝあるの現状にあるが、こゝに於て混然一體となり、眞に地方發展の爲めの權威を發揮し得ることとなる。……(下略)』

三、日課概要

起 床 午前五時又は五時半直ちに作業服着用
朝 仕事 校舎内外の清掃、炊事、養鶏、養畜、温室温床の管理、作物の施肥等

朝 會 洗面、整容、國旗掲揚、國歌合唱、遙拜、黙禱

朝 食 午前七時

學 科 午前八時又は八時半より正午まで

晝 食 正 午

實 習 午後零時三十分より三時又は四時まで

夕 仕事 校舎内外の清掃、炊事、養鶏、養畜、温室温床の管理、作物の施肥、翌日實習の準備等

夕 食 午後六時——七時

夜の行事 入浴、音楽、娛樂、讀書、感話、人事相談、禮拜

就 寢 午後九時——十時

四、校長

金成 通 貴族院議員 地方實業界の重鎮

五、職員

專任教員 荒井 一 二

同 水品 敏 磨

同 水品 ヤス

同 渡邊 タツ

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける熟風教育

同	講	師	郡農會技師	青山哲太郎
同	同	農事試驗場技師	矢崎諫	
同	同	縣農林技師	米山耕作	
同	同	郡農會技師	柴田武雄	
同	同	測候所長	小磯一雄	
同	同	電氣會社技師	大野務	
同	同	村農會技師	秋山清一	
同	同	獸醫	芳賀藤太郎	
同	同	篤農家	赤津彦夫	
同	同	養蠶技師	赤津留吉	
同	同	篤農家	山野邊良助	
同	同	同	赤津平男	
同	同	產婆看護婦	清野ヤヨ	
同	同	篤農家	鴨松治	
同	同	請負師	高橋民男	
同	同	大工	馬上磯吉	

六、生 校 醫 前田清美

	本科	高等科	研究科	計
男子部	一〇	四	七	二一
女子部	一八	一	一	一八
計	二八	四	七	三九

七、學 則

(イ) 生徒種別、修業年限、學費

1 本科 高等小學校卒業以上の學力ある者を入學せしめ、通學距離一里以内の者の外は全部本校に寄宿せしむるを本體とす。(通學生に對しては輪番に宿直を課す)。修業年限男女共二ケ年、學費として月謝毎月壹圓、寄宿費一ケ月白米壹俵を徴收す。

2 高等科 中等以上の學力を有する者にして全部本校に寄宿せしむ。修業年限一ケ年以上

3 講習科 本校開設の定期講習を受くるものにして、講習中は實費にて本校に宿泊せしむ

4 研究科 毎月一回以上出校して教授を受くものにして、修業年限一ケ年以上

(ロ) 學科目

男子部

女子部

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

修身公民	二	國語	三	漢文	二	英語	二	數學	四	地理	二	歷史	二	農業	二	體操	三	計	三二	八、經營
修身公民	二	國語	三	家事裁縫	二〇	農業	四	體操音樂	二	寄宿舍	二	養蠶室	一	牛舎	二	便所	四	風呂場	一	
事務室	一	倉庫	一	豚舎	四	温室	一	計	十八棟	教室	二	農具室	二	厩	一	堆肥舎	二	計	十八棟	
寄宿舍	二	教員住宅	三	生徒宿直室	一	物置	二	雞舎	三	フレーム	二	計	三二	八、經營	1 建物					

2 實習地 水田二町歩、畑地一町五反歩、山林原野一町歩、果樹園三町歩(委託實習地)
 3 補助 補習學校令に準據し、教員給の半額を縣より補助せらる。

農村に於ける黨風教育

三九〇

- 一、食卓に着いたら黙想し、批評當番「食前靜思」を朗誦し、終つて食事を始む。
- 一、食事を終れば炊事當番は、料理材料買入れ經過、並に料理法について發表す。
- 一、批評當番は、料理に對する批評、並に校内一般に關し注意又は改良すべき點を發表す。
- 一、校内一般に關し、注意又は改良すべき點を氣付きたる者は、豫め批評當番に申告するやう勉む。
- 一、批評當番の發表終らば、別に定めたる當番は明治大帝御製一首を拜誦す。

八、座談會と誕生日祝

毎土曜日午後八時より、又は臨時送別歡迎等を爲すべき際に談話會を開き、互に感想を發表して向上に資し、慰安と激勵の機となす。

誕生日に當る者の爲めには、心ばかりの贈物を爲し、且つ割烹を兼ねて祝ひの料理を作つて賀意を表し、家族的生活の親しみを深からしむ。

九、學園規定

(イ) 入學資格

身體強壯なる十八歳(滿十六歳)以上の女子にして學力程度を問はず

(ロ) 定員

二十名

(ハ) 募集及申込期日

毎年二月八日學生募集を始め、三月二十日迄申込を受く。

(ニ) 修業年限

毎年四月一日より翌年三月二十日迄、一ケ年にて卒業と定む。

(ホ) 經費

月謝三圓、食費一ケ月七圓内外(風呂、電燈料共)生花、折紙、水引等材料費若干を要す。

(ヘ) 携帶品

夜具、座布團、着換、袴、割烹着、文具、裁縫用具、盛花用具にして質素にすること。

十、土地建物

(イ) 敷地

二百四十坪 所有

(ロ) 校庭

九十三坪

(ハ) 實習地

畑地百九十坪 所有

(ニ) 校舍

建坪八十坪 所有

第六 其他の特色ある教育機關

十一、其他参考となるべき事項

(イ)「常思猛進」

- (一) 死際の一日も、今日の一日も變りはない。短かい生命を意義深く、力強く、愉快に生きる爲には明日の日を待たず、今日より取りかゝります。
 - (二) 現實刻々の生活の場所が、その儘信仰の場所であつてこそ、信仰は力となり、喜悅となり、命となる事を信じます。
 - (三) 日々三省して心鏡を磨き、宇宙正法の如實に顯現せん事を祈り、正しき人生觀を確立して眞と善とを踏占めつゝ、信ずる所に邁進いたします。
 - (四) 我民族は天孫を中心として、史的發展をなし、國家生活に於て天才的國民たりしを自覺自重し、赤誠報告の大乗國民たらん事を心掛けます。
 - (五) 禮節を知るものは、衣食足るに至る事を信じます。
 - (六) 事物の整頓、時間の正確は、心の修養と大なる關係を持つ事を知つて居ります。
- (ロ)「食前靜思」
- (一) 此食物が食膳に運ばれる迄には、幾多の人々の勞力と神佛の加護によることを思つて、感謝いたします。
 - (二) 私の徳行の足らざるに、此食物をいただくことを過分に思ひます。
 - (三) 此食物に向つて旨いからとて貪る心、まづいからとて厭ふ心を起しません。

- (四) 此食物は私の心身を癒す良藥と心得ていただきます。
- (五) 此食物は道を成就せんが爲にいただく事を誓ひます。

21 槃澗學寮農士教育會

栃木縣上都賀郡永野村上永野一、五六五

一、設立の動機

質實剛健の氣風を作興する必要急なる現時の趨勢に鑑み、斯種教育の完成によつて廣く社會人心の歸趨を新にし、醇厚中正の俗を涵養して世道人心の根軸に寄與せんことを期し、本學寮内に農士教育會を開設するに至つた。

二、沿革

昭和五年十一月三十日宇田子直先生二十五周年追善を舉行するに當り、令息尙氏孔子聖像碑をこの地に奉建し且つ先生終焉の跡たる槃澗書屋を開放し、改めて槃澗學寮を設立した。

昭和七年六月十九日日本學寮内に農士教育會を設け、本村青年有志の教化を圖るべく發會式を舉行。

三、目的

農村中堅人物の養成

四、綱領

- (1) 槃澗學寮農士教育は、質朴剛毅なる農村青年を中心とせる精神的經濟的結盟を結成し、齊家治村之を四方に及ぼし、拮据經營以て生活的基礎を安固ならしむるを以て目的とす
- (2) 苟も之に與る者は、哲學的政治的信念、識見の涵養に務め、徒らに理論に走らず、實踐を重んじ、詭激なる煽

動的言論を排撃して、健實進取の敦風を興し、日本固有の傳統的精神の顯揚を旨とす

- (3) 戮力協心して經濟自主の大綱を樹立し、著々之が實現に務め、特殊産業開發振興を計ると共に、銳意之が指導誘掖に任ずべし

- (4) 中央集權的弊風を打破し、人材を四方に分散して敦風を天下に敷かしむべし

- (5) 私利を顧はず、令聞に走らず、隱忍自重、智は天下に尋ねて倦まず、惠澤は海内に頒ちて惜まず、以て未曾有の思想的動搖と經濟的恐慌とを克服すべし

- (6) 父子の情誼を淵藪とせる我が國独自の王道に立脚して、如上の條項を實踐躬行し、上陛下の宸襟を安んじ奉るは本教育最高の所期なることを心肝に銘じ、之が有終の美を成就せんことを期すべし

五、經營

(イ) 經營主體

寮主

(ロ) 財源

寮主の私財

(ハ) 學寮敷地

約三萬坪 所有

(ニ) 寮舎

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

三九六

建坪約三百坪 所有

(ホ) 寮 庭

約五千坪

六、寮 主

宇田 尚 中央大學經濟學科卒業、明治四十五年北白川宮家に仕出し成久王殿下御輔導の任に當ること三年、後實業界に入り現に大陸貿易株式會社專務取締役、東海興業株式會社々長、日東印刷株式會社專務取締役たり、又大正十五年以來財團法人東洋女子齒科醫學專門學校の監事、理事を歴任し、現に理事長にして校長なり。

七、講 師

寮主以外臨時に名士の來寮を乞ふ。

八、研究茶話會

毎月一回之を行ひ、相互の研究修養に力む。

九、出 版

「農士教育」號を發行

22 聖隷社農場塾

静岡縣濱名群曳馬村和地山

一、沿革

大正十四年四月青年同志四名と共に、現在の借地を開墾し、聖隷社農場塾を創始す。爾來數ヶ年沈黙を持し、内部充實に全力を傾注、その準備成るに従ひ、附近農村に對し、物心兩方面より改善の叫びを擧げ、昭和六年四月當農場塾を中心とせる農村青年により仰望社を組織し、仰望社運動を繼續して今日に至る。

二、塾 主

大野篁二 四十五才 福井縣鯖江町出身

明治三十九年乙種商業學校卒業後、大阪に於て貿易商に従事し、途中砲兵第九聯隊に入隊、除隊後再び貿易商に従ひ、大正四年兄弟三人協力して大阪に貿易商を營み、香港、シンガポールに出張所を設けなどして順調に發展せしが、大正九年感ずる所あつて事業を兄弟にゆづり、宗教行脚の途につく。京都に於て二ヶ年佛典を學び、東京に於て三ヶ年植村正久、内村鑑三兩師について神學一般を學ぶ。東京遊學中は二ヶ年間、日本力行會、海外學校の事業部を擔任しつゝ、東京神學社に通學せり。大正十三年農業研究の目的にて諸所を放浪せしが、大正十四年現在地に本塾を創設し、同年濱松市内に聖隷社精洗部を並設す。

三、設立の動機と目的

第六 其他の特色ある教育機關

三九七

雲水に等しき一介の求道者が、三方ヶ原の大原野を見て、こゝに使命あらばやと、假の庵を築きしことが動機であり、目的は農村傳道と農村中堅人物の養成である。

四、指導精神

信仰による愛と協力と奉仕

五、日課及行事

農業労働を主とする晴耕雨讀、夜間は自由なる勉學研究、日曜日には聖書研究と農事講習を行ふ。行事としては、一月五日にクリスマス祝會を催す。各村青年の劇などありて六百名位參集す。

十一月二十四日には新嘗祭感謝禮拜を行ふ。男女青年多く禮拜に參集す。

四月中旬復活祭には、青年及び日曜學校生徒と共に、遠足及び運動會を開催す。

尙ほ行事に要する費用は、同志の克己献金を以て之に充當す。

六、事業概況

(イ) 基督教農村傳道 外國ミツションと關係なし

(ロ) 日曜學校、農村及特種部落の補習教育

(ハ) 農村生産物販賣購買利用組合の指導、濱名園産組合、醬油醸造組合、養鶏飼料組合等直屬組合は勿論、各村の組合を指導す。

(ニ) 我民族海外發展の獎勵と渡航者の斡旋

七、講演會、研究會、出版等の狀況

地方青年團、處女會、農會、産業組合、公民講座會へ隨時出張し、講演を行ふ。研究會としては農村問題研究會、聖書研究會あり。

出版物は、同志の信仰と生活の巡禮記とも云ふべき「仰望」を隔月に、又日本的基督教紹介のために月刊誌「紫苑」を發行す。

八、視察見學旅行

毎年農閑期を利用し、四五名宛自轉車旅行を行ふ。旅行の目的は、克己訓練の意味に於て癩病院の訪問と農事の見學を主とするも、昨年は各地方特種部落の視察と寺院の研究を兼ねて、愛知縣、三重縣、奈良縣、大阪府、兵庫縣、京都府、滋賀縣、岐阜縣を巡廻せり。

費用は能ふ限り少額とし、之を農場收入より割當つ。

九、塾則

將來歸郷して農業に従事し、地方の中堅たり得る可能性ある者に入塾を許可する外、格別規定なし。修業年限、學料目、授業料等、何れもその定めなし。實情は、五年居るもあり、一年居るもあり、又六ヶ月を期して入るもあつて一定せず。尙ほ餘裕ある家の子弟にして、食費を献金の意味にて納むる者あり。

十、教師及生徒

塾主が指導の中心となり、古參者順次之を助け、全員皆同志の關係に在り。

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける熱風教育

四〇〇

生徒は男子十二名、女子三名、計十五名。教養は中學卒業程度の者大部分を占むるが、中に専門學校卒業、高等小學校卒業の者もあり。年齢は十八才乃至二十六才。

十一、卒業生

(イ) 卒業生數

卒業生數を年度別に記録せざれども、總數約百二十名に上るものと思はる。

(ロ) 卒業後の狀況

南米、メキシコ、カナダ、南洋等に渡航し、各自特色ある發展を示しつゝある者十七名、他は内地に在りて農村の中堅となり居る者、小都會に於て消費組合を經營する者、療養所その他社會事業に従事する者等あり。

十二、宿舍

二棟は男子宿舍、一棟は女子宿舍に炊事場、食堂を附設す。舍費なし。舍監は鈴木利三郎。

行事としては食前、就寝前に祈禱を行ふ。尙ほ同志各自の誕生日には「しるこ」、「すし」等を作りて健康を祝す。

十三、體育音楽

縣立感化院、地方青年團等と野球試合及び合唱會を催すことあり。

十四、圖書設備

宗教、農業、經濟、文藝等の圖書約八百冊あり。之を開放して、一般の閱覽に供す。

十五、經營

- (イ) 農場全面積 六千五百坪 借入地
- (ロ) 經費年額 約千六百圓
- (ハ) 財源 農産物
- (ニ) 補助金 寄附金 一切なし。
- (ホ) 生徒募集 之を行はず、退塾者ありたる場合にのみ適當なる者を入塾せしむ。

23 瑞穂行學舎

秋田縣北秋田郡米内澤町本城

一、經營主

金 作之助 明治四十一年秋田縣師範學校を卒業し、大正二年北秋田郡米内澤小學校に奉職中、至誠農業夜學塾を開設して、農家の子弟に最も適切なる教養を與へんと努力せしが、深く期する所あり、夜學塾の經營を實弟に託し、教職を捨て、上京し、修業を重ねて大正十五年歸郷し、夜學塾の組織を變更して瑞穂行學舎と改稱せり。

二、創立

昭和二年紀元節

三、目的

農村子弟に行學不二の教育を施すを以て目的となす。

四、生活

經營主と起居を共にし、晴耕雨讀、働きつゝ學び、學びつゝ働くものなり。

五、舎生

毎年十名以内

六、學舎中心の事業

單に舎生の教養のみならず、農村文化の中軸たらんことに努め、毎年各種の講習會を開き、又は農産物の出荷加工等の斡旋指導にも盡力しつゝあり。

七、經營

舎主金逸郎氏の提供せる水田一町六反歩、畑五反歩、舎生の開墾せる水田六反歩を耕作して、其の收入を以て經費に當て、不足額は經營主金作之助氏の土地所得米二十一俵、出張講演の報酬及附近町村の補助金等を以て補充す。

24 沓掛農學校

茨城縣猿島郡沓掛村沓掛三、六八三

一、設立の動機及目的

農村に適切なる教育指導の機關なきを遺憾とし、農村に於ける中堅人物を養成し、以て地方の發展に資すると同時に、青年子弟の思想善導、智徳の向上を圖ることを目的として本校を設立

二、創立

昭和二年四月十一日

三、教育方針

質實剛健、牢固たる信念の養成に力む。之にため晴耕雨讀の家塾的方法を採る。

四、經營

(イ) 經營主體

張替清治、同啓三、同愛之助の三氏

(ロ) 財源

授業料、村の補助(年額三十圓)、耕作收益

(ハ) 敷地

六百坪 借入

(ニ) 校舎

建坪三十五坪 借入

(ホ) 實習地

田一反七畝、畑一反五畝 共に借入

五、規則

(イ) 入學資格

尋常小學卒業以上の學力ある者

(ロ) 修業年限

三年

(ハ) 授業料

月二圓

(ニ) 學科課程及毎週教授時數

學科	第一學年		第二學年		第三學年	
	時數	同上	時數	同上	時數	同上
學年及時數	第一學年	時數	第二學年	時數	第三學年	時數
修身	人倫道德の要旨	一	同上	一	同上	一

第六 其他の特色ある教育機關

國語	漢文	英語	歷史	地理	數學	理科	農業	法制	體操
講讀、作文、習字、文法	講讀	講讀	日本史大要	日本地理大要	算術、代數、珠算	博物	作物汎論、作物各論	養蠶學	教養及體操
八	三	三	二	二	三	二	五	一	三〇
同	同	講讀、作文	東洋史大要	外國地理大要	同上	化學	栽培各論、肥料學、土壤學	法學大意、農業經濟	同上
七	三	三	三	二	三	二	五	一	三〇
講讀、作文、習字	同	講讀、作文、文法	西洋史大要	地理學通論	代數、幾何、珠算	物理	果樹、蔬菜栽培、物、病理、畜產	同上	同上
七	三	三	三	一	三	二	六	一	三〇

(ホ) 教科目
修身、國語、漢文、英語、歷史、地理、數學、博物、物理化學、農業、法制經濟、體操

(ニ) 學年
自四月一日至翌年三月三十一日

六、校長
張替愛之助 茨城縣師範學校卒業

七、教師及講師

(イ) 教師 (二名)

竹林俊海 慈光寺住職、水戸農學校卒業
張替利世 水海中學校卒業

(ロ) 講師 (三名)

張替清治 元水海中學校教諭
倉持太平 沓掛農業公民學校講師
片倉純曉 龍泉寺住職

八、生徒

(イ) 學年別

一年〇、二年一三、三年一五、計二八名

(ロ) 學歷別

高等小學校卒業二三、高等小學校一年修了五

(ハ) 年齡別

十五歲四、十六歲一二、十七歲一三

九、卒業生

第六 其他の特色ある教育機關

(イ) 年度別卒業生數

昭和三年度五、四年度一一、五年度一二、六年度二四、計四二名

(ロ) 卒業後の狀況

大部分家庭に於て農業に従事

25 流 芳 園

新潟縣西蒲原郡彌彦村

一、園 主

皆川義雄 新潟縣加茂農林學校卒業 三十六才、氏の爲す所は甚だ多角多彩、行詰まれる現代農村教育に對し、他の多くの特色ある教育機關とは又相異なる方向より、極めて大なる暗示を與ふるものである。氏自身の筆に成る「私の辿りし農村教化の實際」と「家塾を中心とせる教化施設一覽表」とが、之を最も雄辯に物語るであらう。

二、「私の辿りし農村教化の實際」(原文のまま)

(一) 佐渡ヶ島より涉りて村落を開拓

我が遠祖は詳かならざるも傳ふるところによれば數百年前、戦亂の當時佐渡ヶ島より越の裏濱に涉り越えてこの地を永住の地と定め

附近を開拓して村落を作れるものと聞く

(荻野—小木野、佐渡郷屋の部落名今に存す)

宅地の中央部に亂穴と稱する祖先の假住居とせられたる筈ありその前に飲料水に用ひたる清水井と呼ぶ清泉湧く淺澤あり。

(二) 祖父の時代まで私塾的指導

第六 其他の特色ある教育機關

村落の開基として里正そして開墾の助成より

讀書筆の教授をなし

小やかながらも地方産業文化の開發と教育の振興とは祖先以來時代的變遷はありしも傳統久しき間當主に與へられたる使命として餘力を捧げ共存共榮の村落を作れるものゝ如し

(三)環境と趣味の芽生へ

三千坪の宅地は西北に丘陵を負へ深澤より流るゝ泉は用水地に集り溢れては宅地を廻つて部落の苗代用水となる即ち宅地内に田、畑、山林、泉、池、小川を備へ恰も田園の縮圖の如き中に育まれ幼少の頃より花と鶏を愛好し遂に加茂農林に學ばしめたり

(四)余を繞る親戚の人々

十一歳にして父を亡へたる余は小さき主人として親戚縁者の間に立たねばならなかつた……………

當時余の親戚に縣會議員、町村長あり其他公共の爲に働く多くの人々あり常に政治を開かれ郷土開發の重要性を説

れ

幼心にも社會的に活躍すべき重大使命を覺悟し青海の學舎に學ぶことゝなれり (大正三、四)

(五)學志を出で、田園へ (大正七、三)

村民の期待は大きく

等しく我が子の如く熱狂的歡迎を受け一言一行は村民注視の的となりぬ

學理と實際との調和を計りて大農經營をなすべく企劃せしも耕地の拂底と理解少き村民の爲に全く斷念の餘儀なきに至り卒業の初年度に於て農事研究團體として

稻妻クラブの誕生を見たるのみ……………

(六)母校愛に曳れて

農村に缺くるものは金にあらず物質にあらず眞に農村の爲に働く優秀なる人材と之に呼吸を併する大衆訓練を缺くるにあり

詩を作りながら田を作りながら人を作れとそれこそ夢想だにせざりし教育の畑に飛び込み (大正七、一二、一六)

小學校の代用教員から補習學校の専任へ……………

(七)教育者としての十ヶ年

全國を行脚して模範學校同町村篤農家を歴訪して先覺者の門を叩き

學校實習地の増設夜間教授から晝間期節更に晝間通年制の別科へ女子部の創設と専用教室の新築

其他全校の施設經營悉く神を中心に「額に汗し神に謝せよ」と補習學校氣分否農業的氣分内外に横溢せしめ

農村學校としての存在を發揚せしめたり

(八)全生活を通じて

學校、部落、家庭を鼎立せしめて

三者の施設經營が相互扶助の關係にあり各々改善獎勵事項を實現し實踐窮行によりて融合一體理解を容易ならしめ所謂體験的教材ともなりて教權を確立し得たり

(九)教へ子の群に躍り込みて (昭和三、四)

縣の研究センターとなり續いて文部大臣の選賞を受けたるも農業教育の農村指導に深刻なる悩みは次から次へと展開され遂に良心の命するまゝに教員生活十ヶ年を弊履の如く捨て、田園の自由人となり教へ子の群に躍り込みて百姓萬歳を叫び晴耕雨讀の生涯を送り多年の宿望たりし私塾的……私の農村教育伸展の爲め精進することゝなれり

(一〇)敬天、親土、愛人を家訓として

長野縣更科農學校長矢田鶴之助氏より贈られたる敬天、親土、愛人の額面を家訓となし

郷土開發の爲に全生涯を捧げ祖先の遺徳を繼承せんと決心せり

(一一)家塾を中心とせる農村教化の施設

全身全靈を投げ出して絶對奉仕に萬人動く

救はずには居られないと云ふ絶對愛

無帽素足……二食主義と……三時間の熟睡で満足

先生と云へ寄られる時一切を忘れて

村を愛する若き人々の爲に……(施設一覽別表参照)

(一二)更に産業組合中心運動へ(昭和五、一)

教育—經濟の併進調和を計りて村財政の基礎を確立せしめ共存共榮の大理想を實現すべく

組合事務所の新築となりて成人教育の殿堂となし

附屬試驗地の經營によりて農會指導を兼ね

所謂産業、教育、經濟の綜合的發展によりて

全村諸施設の活躍を促し各々その特異性を發揮せしめんとす

(一三)郷土愛か……信仰か

郷土は吾等の魂が生れ出で、成長し來つた所である

吾等は此の郷土を愛すると共に祖先の努力を感謝し

更に新しく優良な郷土の建設に力を盡し

後れて來る青少年の爲に唯一最高の遺産としたい

農村に於ける熱風教育

五百圓

(ハ) 財 源

校長の恩給

(ニ) 敷 地

百八十坪、所有

(ホ) 校 舎

建坪十坪所有

(ヘ) 校 庭

百坪

六、規 則

(イ) 入學資格

尋常小學校卒業以上

(ロ) 修業年限

二年

(ハ) 學科目及毎週教授時數

修身(二)、國語(七)、漢文(七)、法制(一)、經濟(一)、計一週十八時間

(三) 授業料

徴收せず

(ホ) 開校期間

八ヶ月間、毎年九月十六日に始まり、翌年五月十四日に終る。

七、校長(外に教師なし)

成瀬重吉 明治十四年より初等教育に従來し、同三十一年より中等教育に轉じ、現在に及ぶ。修身、國語、漢文、

法制經濟の中等教員免許狀を所有す。

八、生 徒

一學年二學年共に十名宛、計二十名。全部男子にして通學。外に傍聽生若干名あり。

九、卒 業 生

(イ) 年度別卒業生數

昭和二、三、四、五、六年共に十名宛。計五十名

(ロ) 卒業後の狀況

農業三〇、工業三、商業三、教員二、研究生二、その他一〇

十、見 學

(イ) 目 的

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

四一八

特に水稻作の研究

(口) 地 方

本縣、群馬縣新田郡、埼玉縣玉の井地方

27 昭和文農學校

茨城縣新治郡美並村

一、川島校長の本校設立趣意

歐洲大戰時四十億の正貨流入に伴ひ、我國の人心概ね華美に流れ、我農村に在つても農村を捨て、都會に向ふ男女多く、又當時の農家經濟も頗る順調なりしたため、中流以上の家庭は勿論中流以下のものに至る迄都會の中等學校に其の子弟を入學せしむる状態になつたのであるが、その結果は農村青年に半遊半農の者を多く見出すこととなり、農業は次第に衰へ、居村の前途に大なる不安を感じるに至つた。茲に鑑みる所あり、農村の子弟は農村の學校に學ぶべき必要あるを痛感すると同時に、従來小學校卒業後中等學校に進み得ざる勤勞青年にも中等教育を授け、以て將來時代に遅れざる公民を養成せんことの極めて有意義なるべきを深く慮りつゝあつたのであるが、偶々實父の死亡に逢ひ、若干の現金を貯へありしを幸ひ、こゝに本校を設立するに至つたものである。

二、校 長

川島運平 土浦中學校卒業後、一年志願兵となり陸軍中尉に進む。後土浦中學校體操教官たりしが、本校經營の爲め退職して歸村、現在に至る。

三、開 校

昭和二年四月

第六 其他の特色ある教育機關

四一九

農村に於ける熟風教育

四、目的

本校は智識技能を授け、徳性を涵養し、體力の増進を圖るを以て目的とす

五、學則大要

(イ) 修業年限

二ケ年

(ロ) 生徒定員

百名

(ハ) 學期

第一學期 自四月一日至八月卅一日

第二學期 自九月一日至十二月卅一日

第三學期 自翌年一月一日至三月卅一日

(ニ) 休業日

祝日、大祭日、日曜日、本校創立記念日

學年末休業 (自三月廿五日至三十一日)

春蠶休業 十日間

盛農同 六月中繁劇なる期日に於て定む

秋蠶休業 十日間 八月中同右

秋農同 十月中同右

冬期同 自十二月廿八日至翌年一月三日

(ホ) 學科目、課程及教授時數

學科目	時數	第一學年	時數	第二學年
修身	二	道德の要旨	二	同上
國漢	一〇	講談、作文、習字	九	講談、作文、文法、習字、
數學	五	算術、珠算、代數の初歩	五	同上及幾何、土地測量の初歩
英語	二	譯讀の初歩	二	同上
法制及經濟	一		一	法制ノ大要及經濟ノ原理ニツキ 普通智識ヲ授ク
農業	五		五	同上及外國地理、歴史
地歴	三	日本地理、日本歴史	三	同上
體操	一	體操、教練	一	同上
實習	二八		二八	
計	無定時		無定時	

(ニ) 入學資格

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

四三二

身體康健、品行方正、志操堅固にして、尋常小學校を卒業したるもの、若くは試験により之と同等以上の學力ありと認めたるものに限る。

(ト) 授業科

一ヶ月金一圓五十錢、試験手数料金一圓

六、生徒

昭和九年度六一名、附近九ヶ町村より通學

28 小學校附隨の山内塾

静岡縣濱名郡吉野村須之木澤七八四

今日多くの視察者によつて「吉野の精神教育」とか、「修業主義の教育」とか或は又「郷土教育」とか呼ばれて注目せられつゝある静岡縣濱名郡吉野村小學校も、數年前迄は甚だ寒心に堪へぬ無秩序無統制の教育状態に在つたのであるが、現在職員の熱誠の奔る所よくその病源を突止め、家庭教育に潜む大なる欠陥と教員の頻繁なる異動とを確認し、全員一致教育のためには一身を忘れ此の地の土となる覺悟を以て、父兄に接しては教育に對する理解を得るに力め、生徒に對しては主知主義教育を排して全人教育に専念したる結果、近年益々優秀なる成績を擧ぐるに至つた。

斯の如き努力が今如何なる範圍迄到達せられつゝあるかを觀るに、職員各自分擔を定めて相互に連絡を圖り、幼児教育、小學教育、農業教育、補習教育及成人教育の廣範圍に互つて力を致しつゝあることを知るのである。資料の乏しき關係上、之等各方面の教育状態を掲載し得ないことは極めて遺憾であるが、小學教育に大なる欠陥を認め、塾式教育を加味することによつて之を矯正せんとする山内塾を掲げ得ることは幸ひである。吾人は此の山内塾によつて吉野小學校教育が如何なるものであるか、その大體の雰圍氣を想ひ見ることが出来るやうに考へるのである。以下能ふ限り塾主自身の言葉によつて、その内容を紹介することとする。

一、設立の動機

「昔の塾そのまゝの塾ではない。現代の小學校と全然離れた塾でもない。小學校に附隨した塾である。私の狙ひ所は

ことである。

現代の小學校教育には常に物足らぬ感を持つて居た。それは随分知育方面には、教授法も教具も兒童の知力も確かに進歩はしてゐるが、全人間の教養にはならなかつた。精神方面の教育に缺陷がある。一層詳しくは、

(一) 知育のみに腐心してゐる現代の教授法に、更に全人教養に必要な昔の寺小屋の教育、塾の精神を取入れなければならぬとの宿望を持つてゐたこと

(二) 吉野村は特殊部落として彼等兒童の小さき胸迄も今に痛めてゐる社會の因習的差別を打破しなくてはならぬ。それは外部の眞の理解と内部の人格向上である。而もこの融和運動は吾等の力による教育を通しての運動でなければならぬと痛感してゐたこと

(三) 功利的な家庭から来る悪影響を取戻したいこと

(四) 名利を離れ勝負を超え、功利の外の聖なる別天地に彼等を住はせてやりたい、聖なる所と聖なる時とを與へたいこと

(五) 唯單に自己の安全幸福を希ふのではなく、社會國家に献身する有爲の人物を作る道場を欲してゐたこと
以上の如き考から、現代の小學校に塾を附設することゝなつたのである。」

二、沿革

昭和五年八月 塾舎工事着手

同 九月 附屬舎増築、家畜飼養、農場借入

同 十月 教育開始

昭和六年八月 兎舎、鶏舎及豚舎増築

三、目的

小學校上級の全人教養

四、教育方針

「教へつ教へられつ、合掌しつ合掌されつ、師弟融和の吾が塾の生活。教ふる者は教へらるゝ者、永劫に亘る未完成の求道者——その自覺の下に指導の對象を個人に置く吾が塾の教育、人格と人格、魂と魂の接觸によつて、永久亡びざる生命の教育を行はんとするのである。」

之がため尋六以上の生徒を交代にて寄宿せしめ、塾主と起居を共にする生活を営ましむ。」

五、經營

(イ) 經營主體

塾主

(ロ) 經費年額

八百圓

(ハ) 財源

塾主の俸給

第六 其他の特色ある教育機關

農村に於ける塾風教育

(ニ) 敷地

六畝歩、借入

(ホ) 塾舎

建坪二十坪五合、自費建築後村に寄附

(シ) 實習地

田一畝歩、畑一反歩、共に借入

六、規則

(イ) 入塾資格

原則として尋六以上、特別事情ある兒童は學年を問はず。

(ロ) 修業年限

一年以上、補習學校年限を通ず

(ハ) 教科目

小學校の教科復習、實習、體験

(ニ) 授業料

なし

(ホ) 寄宿期間

七、日課(夏)

一回最少限一ヶ月

午前五時

起床

五時三十分

禮拜

六時三十分

朝食

七時迄

勞作(動物飼育、新聞配達、農場管理)

七時三十分

登校

正午

動物飼育

午後零時三十分

晝食

三時

歸塾

五時半迄

勞作

七時

多食

八時迄

娛樂

九時迄

研究

九時三十分

就寢

八、塾主

第六 其他の特色ある教育機關

山内一郎 吉野尋常高等小學校訓導

九、講師

持田卯吉(静岡縣立農事試験場囑託)、古橋庄市(吉野小學校教師、果樹科擔任)、野島啓次郎(同上、病蟲害科)、青池政保(同上農業經濟科)、古橋亮一(同上蔬菜園藝科)、武田肇(同上土壤肥料學)。

十、生徒

(イ) 寄宿生

尋常六年男生二名、高等科男生三名、計五名

(ロ) 通學生

尋五男生四十五名

十一、卒業生

(イ) 總數

二十名

(ロ) 卒業後の狀況

大部分は家庭にて農業に従事し、數名濱松市に商店の徒弟たり。

(ハ) 塾との連絡

毎月一回位「一夜修養會」を開き、互に研究座談す。

十二、圖書設備

塾生所有の圖書全部開放、應接間兼圖書室に備付く。

十三、見學旅行

生徒の勞作による生産收入の一部(年額六十圓)位を積立て、數名順番にて本縣及近縣の各種農業を見學。

十四、小學校以外附近團體村民との連絡

塾に於ける農園及牧場は總て村民の研究材料として開放し、隨時來りて研究し得る便宜を與ふ。

其の他産業組合より飼料購入、農會指導員との密接なる連絡あり。

備考

確開する所によれば、山内氏は昨年静岡縣當局の懇請によつて感化院たる三方ヶ原學園大井寮(濱名郡積志村千人塚在)に赴任せられたる由である。尙ほ今後山内塾を繼續すべきか否かに關しては目下考慮中とのことである。

29 愛 郷 塾

茨城縣水戸市外常盤村石川原三、〇三九

世人周知の如く、我國々内の現狀に憤激し、之が根本的革新を非常手段に訴へたる所謂五・一五事件は、昭和七年五月十五日午後五時半一部少數の陸海軍青年將校及び農民決死隊によつて決行せられたが、之等のうち農民決死隊員十數名は愛郷塾長を中心とする塾關係者であつた爲め、愛郷塾は一時一世の視聽を集めた。

一、塾 長

橋 孝三郎 水戸市馬口勞町水戸家出入の「御紺屋」なる舊家に生れ、土地の小學中學を経て一高に進む。在學中人生問題に悩み、一高三年の時働き三昧の生活「土の勤勞生活」に入らんことを決意し、學業を捨て、歸郷、由來土の生活を送ること十八年。この間よく肉親を感化し、且つ氏を慕ひて縁を結びたる義弟等と共に理想村の建設に力を致し、曾ては縣より模範村として表彰せられたることもあつた。斯くて母屋を中心に實兄、義弟等の相集つたこの地域を人々は「兄弟村」と稱び、塾長を「先生」或は「村の聖者」として敬ひ且つ懐しんだ。

二、創 立

昭和五年末 昭和六年四月十五日開塾式舉行

三、宅地其の他

(イ) 宅地 三町歩

(ロ) 水田 一町三反歩

(ハ) 畑 六町歩

(ニ) 山林 三町二反歩

(ホ) 建物 塾一棟、住宅四棟

(ヘ) 牛二〇頭、豚二〇頭、鶏三〇〇羽、温室

四、愛 郷 會

愛郷塾は愛郷會の一事業である。曾て塾長の講演を傾聴し之に感激せる一青年が同志を語らひつゝ漸次大をなせるものであつて、昭和四年十一月二十三日發會式を擧ぐるに至つたものである。現在（昭和七年）は水戸市を中心に近村を含めて支部二十六、會員二千名の多きに達してゐる。會員は多く自作農である。會は塾長の主義精神を精神として愛郷道の精神的開發機關たるを使命とし、研究部、教育部、傳道部、の三部に分れ、事業としては農村問題の研究並に調査、愛郷農法研究所の設立、愛郷塾の設立、機關紙の發行等が主なるものであつた。（註、この項本書の初版再版を一部訂正す）

五、塾長執筆「愛郷塾のあらまし」（雜誌「農本社會」昭和七年五月號四〇頁參照）

一、私は何故愛郷塾を起したか

人間の足が土を離れない限り人間の存在は永遠である。人々が愛し合つてゐる限り人の世は平和である。そして額

に汗のにじんでる限り我々の生活は幸福であらねばならん。この永遠なる平和の中に本格的な幸福の生活を人間は、私は言下に農民生活だと答へざるを得ない。それは人々個々の生活に於て然るばかりではない。人類社会そのものが農を土臺にする事なしに永遠なる存在を保ち得て進歩と發達の光榮ある持續を辿るわけにはまいらるのである。勿論かく申せばとて、人といふ人が誰もかも百姓にならなくてはならないぞといふ理屈は何處にもない。一國は教育家あり、軍人あり、政治家あり、醫者あり、或は商人、工業家ありして始めて國たり得るに一言もない。たゞしかし過去六十年間を擧げて模倣して來たイギリスの如く、金貸業者と商人と企業的工業者と賃銀労働者と大地主になつてしまつて、百姓がなくなり、農村がたゞきはされてしまつたらどうだといふまでである。今尙世界全人口の八割が農民だとい事になつてゐるが、これがなくなつたら人類の存在はびちやんこである。しかも世界の大部分は何を我等に強ひつゝあるか。

世界大戦後世界が學び得た、そして學びつゝある最も大きな教訓は、列國は國民的團結の上に鞏固な社會を組織立てなくてはならんといふ事であると同時に、之れを現下最も焦點しつけられたる經濟的一側面に翻譯して一考してみ

も、一國はその生産に於て、農工商を先づ一國內に於て整正調和、統一あらしめなくてはならんといふ一大事であつたのである。此一事は死藏し得ざるポンドの悲しみと、その反對なるフランの誇りに於て最も顯著である。國民單位説の、従つて國民社會的自給經濟の計畫經濟の確立が、國々によつていよいよ益々痛感され高潮する、今日、一時世界の資本主義的支配に成功すべく拂ひし農村犠牲が、餘りに高價なりしを今にして悟れる英帝國は時すでに遅し、彼女もまたローマ帝國の後を追はんのみ。しかも其の一方謂ふ所の資本主義經濟組織を顛覆して、謂ふ所の計畫經濟を樹立しつゝあるソヴィエト・ロシアに於ける如く、若し大産業中心主義を以て、その方向を世界の市場本位に向けて革る事なくんば、早晩根本的破滅の悲運を避け得るものではないのであつて、今や農本的方向轉換を餘儀なくされつゝある實情は蔽ふべくもないのである。いや、ロシアを云ふべからず、イギリスまた勿論のことである。日本はあくまで日本人の日本である。そして世界資本主義の超尙のために、日本は何より農本再建を急がねばならないのである。實にかくて後にこそ、支那四億の農民をその軍閥の殺農亡國的重壓より救ひガンヂーのインド三億萬農民をイギリス資本主義の魔より救ひ得るのみと申さねばならん。何事にやら手始むべきものは農よりであつたのだ。然るに現状はどうだ。農を忘れ去りたる事實に於て、全日本は勿論その日本の農村それ自身の如く甚しきものが何處に見出さるゝや。然らば此最も悲しくも憂ふべき現狀を救ふに何を以てすべきであるか——機械の發明によるべきか、金融組織の改善か——否々、先最初に走らざる可からざるものは眞に農民の名に價する眞農民、即ち土の勤勞生活者に外ならないのである。かくて自營的農村勤勞學校愛郷塾を私は起さなくてはならなかつたのである。

二、どんな精神とどんな方針で教へるか

上の話で私の教育精神、教育方針の根本がどんな處に置かれてあるかを暗示し得るもの、様に信ぜられる。即ち土の勤勞生活者に對して何より先にあらねばならんのは兄弟主義精神である。然る時にまた自他一切のために心からよき事より更によりよき事を願ひ求めつゝ、真心の限りを捧げ合ひつゝ心から働く事、一言勤勞主義精神が全生活を貫かねばならん。そして大地主義精神である。この三天精神は三位一體以て我が愛郷道精神を形造る礎石である。

およそ一切の主義精神が然る如くそれは理論的に説明し科學的に解剖して示し且つ教へ込まべきもの、換言すれば主知主義的に教へ込まべき性質のものではない。それはたゞ生活を以て體驗味會得せしむべきものであらねばならん。故に子弟をして愛郷道精神によつて生活する生活團の中に入れてはならん。而うして愛郷道精神によつて生活せる生活團の生活それ自身が教育であり、且つ、その生活を生活せしむるといふ事が愛郷塾の根本方針でなくてはならんのである。

だから目下行はれておる學校教育とは全く内容、形式等全般に亘つて根本的に相異りたるものをもつ。大地主義精神、兄弟主義精神、勤勞主義精神の三位一體的精神生活を基本とせる人々の生活は直ちに、農民生活と云はぬまでも、農本生活形式を取らねばならん。かくて最初にあらねばならんのは愛郷精神——これこそ眞の農魂と云ふべきものである——の上に生活せる農民の一團がなくてはならんと云ふ事になる。愛郷塾に於ける場合でも上の如き農民生活團あつて始めて成立し得るものであると同時に、その農民生活團を生活せしむるといふことそれ自身が教育の根本であり眞髓である。従つて學校生活と家庭生活の分離状態の如きを許すべきものではあり得ない。或は知能偏重の個人主義的發達の如きは眼中にない。排他的自由競争主義の如きは根本的に容れるものではない。何よりも先に塾生を

して前に掲げし如き精神に生きせしめなくてはならない。即ち共に諸共によりき事より更によき事を自他一切のために願ひ求めつゝ、真心を捧げあつて、全く一たるの集團生活の農本なるものに生活せしめなくてはならない。これ即ち愛郷塾の採るべき教育の根本方針にして基本形式である。

上に述べ來つたやうな根本精神と根本方針に基ける教育こそまたそれ自身が眞の農民教育であつたのである。そしてまた眞の農民全く亡びんとして最も憂ふべき自己崩壊に向つて一路突進しつゝある現代位特に日本位眞農民を養成すべき農民教育機關の必要に迫られるものもない。だからまた申すまでもなく我々の眞農民教育はこの時代の最も大きな要求を充し得るものでなくてはならない。従つて日本の一農民として上に掲げた根本精神の上に生きてゆく事によつて、充分その社會的に負はねばならん任務を果し得るための用意をさせなくてはならない。これまた愛郷塾の根本方針をなすものである。この方針に従つて我々は、塾生に農業經營上必須なる技術的及び經濟的知識と訓練を與へると同時に、一人の日本の農民とし、一人の日本農村の農民として、一人の社會人として生き且つ其の任務を果すに當つて缺く可からざる認識生活の根據を据えてやらねばならん。

如上の方針に従ふ場合、教育は之れを方面的にきりはなして考へると二大別となる。即ち集團生活に生活せしむる事と、必須課業を授ける事とである。従つて前者は、塾生をして塾生生活を集團的に如何に自らの力を以て營ましむべきかといふ事になる。後者は、内容は根本的に異なるものではあるが、形式は現在の學校教育の採れるが如き方法に準じて必須學科を課業する。

三、愛郷塾はどんな制度組織を有するか

そしてどんな風に自營するか

次に愛郷塾の制度組織に關して概説せねばなるまい。先づ塾を主宰する者がなくてはならない、即ち塾長一人。塾長を輔くるものがなくてはならん、即ち補佐役二人。但補佐役の人員は申すまでもなく必ずしも二人と決定する者ではない。が但し愛郷塾の目下は上の如きものである。塾に對する主要な課業を引受けると同時に全塾生活の指導の任に當るものとする。塾生は之れを二つの部分に大別する。少年部及び青年部。

少年部は大體高等小學校卒業程度の學力及び年齢の者を容る。但し尋常小學校卒業にても學力、體力適當なりと認むる者は入塾を許す。學年は二ヶ年半。

青年部は分けて甲種及び乙種とす。滿十八歳以上の年齢に達せる者にして、愛郷道精神を奉じ農村開發、農本日本再建の闘士たらんとする者を以てする。學力の如きは不問なるも決心覺悟のなきもの、社會的認識の根柢を缺けるもの、使命自覺なき者は絶対に入塾せしめず、而うして甲種青年部塾生の入塾は嚴選す。學年は年限を限らず。たゞ愛郷道農本運動に献身を誓ふ者のみを以てする。

乙種生は、一身一家を捨て、愛郷道農本運動に突入り得ざる事情の下に置かれながら、尙志を同じうせる者を以てする。されば冬期農閑の時期を以て期限は短期とする。時に二ヶ月たるべく、或は三ヶ月、或は六ヶ月たるべく、六ヶ月以上を出でず。

以上の如き制度の下に置かれたる愛郷塾は、之れを營むに全き塾生の自營たらしむるものとする。

いかに塾生をして自營せしむるかと云ふ前に、我々は塾の自營組織について述べなくてはならない。申すまでもな

く我々の集團生活は寄り合所帯と云ふが如きものでは毛頭之あり得ない。すでに集團なりと云ふ、その個々は全體あつての個々であり、全體はまた個々を單細胞として有機的に組織されたるものであらねばならん。

先づ如何なる有機的組織體たるを問はず、それを調和的に整正し統一し、更に主動する中樞機關がなくてはならない。この目的のために愛郷塾は塾生幹部會なるものを有す。即ち愛郷塾の自營的執行機關たるべき最重要任務を負擔すべきものである。而してその編成は主要次の如きものである。

塾生幹部會は塾長、補佐役及び甲種青年部塾生の代表者と愛郷塾の背景部落たる兄弟村代表者とを以て成る。幹部會は分れて最高幹部、總務部、常任幹事會及び若干的部分的各部となる。最高幹部は幹部會長、總務部長、常任幹事會長及び兄弟村代表の四者より成る。總務部は主任、補佐役及び常任幹事會長、庶務部及び會計部員を以てなる。常任幹事會は各部主任を以て成り、常任幹事長として補佐役より一人塾長指名によつて選ばれたる者が之に當る。以上の如くにして愛郷塾幹部會は成る。而して一切をこの機關の執行に任すべきものである。即ち塾生の入退塾、塾の豫算生活より、塾の事業等一切をこの手によつて執行する。申すまでもなく塾生全體の總意を基礎とする。而うして申すまでもなく塾生全體の總意を反映し且つ表決するの機關ならざる可からず。之れを全塾總會と稱す。全塾總會は原則として少年部、青年部全體の塾生を以て編成す可きものとする。その主なる目的は幹部會の手によつて編成されたる塾の豫算を檢討議決し、幹部會の塾經營方針を批判し、幹部會の計畫せる重要なる事業に賛否の意見を開陳更に決を採り、そして全塾生自身の意見を發表するの機會を、これによつて與ふるものとする等である。但し、總會の成員は各室代表と幹部會とを以てするも可ならん。

上のやうに決議と執行の二機關を整へ得る事によつてのみ、愛郷塾は自當し得るものと知らねばならん。就中幹部會是最重任を擔ふものであつて、全體の運命は之れが双肩にかゝれるものと言はねばならん。

四、愛郷塾はどんな課業を授けるか

次にどんな課業を授けるかに就て一言せねばなるまい。

其の一、少年部

少年部に對する課目は大體次のやうなものである。

第一、學課——數學（算術、代數、幾何、三角、特に珠算を勵課す）。博物（常識的に教ゆ、特に農業と深き關係あるものに重きを置く）。簿記（簿記は農家に缺くべからず。單式より進んで複式に及ぶ）。製圖（用器畫より進んで簡單なる設計圖に及ぶ）。農業經營學（單なる作物栽培上の技術のみに非ず、如何に經濟的に農業を經營すべきかを教ゆ）。農學大意（土壤、肥料、耕種、畜産、養蠶を含む）。歴史（特に經濟史的なもの、日本史及び西洋史、東洋史）。其他コンクリート、木工、染織等に關する最も平易な知識を授ける。希望により漢學、英語等も授ける。

以上が學課目の大體である。たゞ授ける方針は所謂知識の切り賣りの如き性質のものでは毛頭あり得ない。あくまで眞農民の養成に着目するものである以上、農民として必須缺く可からざるものと解せられるものを即實生活的に教へんとしてゐる。

第二、實地——栽培（普通作物、園藝作物、蔬菜不時栽培、果樹等）。畜産（畜牛、養豚、養鶏、養羊等、實地に管理せしむ）。經營（農場實地經營）建築（大工、左官、コンクリート等最も簡易なもの、實地に收納舎、畜舎等を造營

せしむ）。

其他販賣にも慣らしめる計畫を有してゐる。目下創章の期に於ては企て及ぶ事が出来ないのは止むを得ない。

其の二、青年部

第一、學課——農村學（橋孝三郎の組織せる一種の農村社會學とも申す可きもの。就中日本の農村を主として取扱ひしもの）。經濟學說史（シアール・ジード著のものを教科書として用ふ）。産業組合論（農村的なるものを主とす。但し都市的消費組合の一般も取り入る）。社會學入門、心理學入門、哲學入門等。其他希望により社會問題の各方面に亘つて講義する。

第二、實地——農場經營（自らの計畫に従つて行はしむ）。協同運動（肥料共同購入、愛郷畜産組合の實地經營等）。

農産物加工業、其他あらゆる事業を起さしむ。一例を言へば印刷事業の如きもの。

其の三、全體

武道、藝術。但し隨意科とす。

五、塾生の費用はどうか

次に塾生の費用について一言する。

其の一、少年部及び乙種青年部。

一ヶ月米一斗五升、金五圓

其の二、甲種青年部

第六 其他の特色ある教育機關

自給

六、塾生はどんな風に生活するか

次に塾生生活のほんのあらましを説明しておく。ついでに課業の時間割等をも含めて説明する。

先づ午前五時乃至五時半（但しこの方は冬期、日短かの季節）起床。

それより塾生を三隊に分つ。一は炊事當番、二は掃除當番、三は番舎當番、餘れる人員は不時の農場作業に従事す。

此間約一時間半乃至二時間。

午前七時朝禮、全部塾庭へ參集、塾長の挨拶によつてその日の氣分を整ふ。

七時半頃朝食。

八時室内課業開始。前十一時まで三時間。

十一時より當番の仕事に移る。

十二時晝食。

午後一時二十分實地作業開始。午後三時半まで約二時間。

午後四時半乃至五時當番仕事。

午後六時より入浴開始。

午後六時半乃至七時夕食。

夜間——復自習、武道等。

以上が一日の生活。

毎週土曜には辯論會、茶話會等を催す。

少年部は中等學校に準ずる休暇あり、青年部なし。

旅行はつとめて勵行、但し費用をかけずやうに注意して。

其他集團生活になれしむる目的の下に様々の催しを行ふものとする。

以上大體塾生生活である。

むすび

色々申し添へたい事もあるが此邊で止めておく。たゞ最後に注意しておきたい事は、青年部塾生の對社會的活動の重要性である。もしも塾生が充分の自覺と訓練を得るならば、その活動たるや實にすばらしいものが生れて來る可能充分である。かくて塾中心の農村改造運動が捲き起されるならば、その結果たるやまことに偉大なるものが確實に待望され得るのである。一言つけ加へておく。

第七 農民道場

最近半歳の短期間内に、獨り農村教育界のみならず一般識者の注意をいちどく喚起し、批判的となつた農村教育機關に、農林省原案の農民道場（最近の農林省令によつて「修鍊農場」と稱し得ることに決定せることは後述の如くである）がある。農民道場は、齋藤前内閣が昨昭和八年閣議の外に、更に關係閣僚のみを以て内外の重要國策を審議せるものうち、所謂内政會議に於て議題に供せられたるものである。即ち兩三回の會議に於て農村問題一般論につき自由討議の結果、十二月七日首相の提案にて、先づ精神作興の問題より解決することに意見の一致を見、之が具體案として農民道場が後藤前農相より提案せらるゝに至つたのである。而して現在は政府施設の豫算（農林省追加豫算十萬圓）の成立を見、本省は農民道場設置の豫定府縣（年度内に二十）と種々具體項目につき交渉中といふことである。案の内容は、概ね次の如くである。

一、主旨

現實に鋤鋤をとつて働く模範的農民の養成を目的とし、その機關として府縣の適當の地に勤勞道場を設置し、この道場にて寄宿舎生活を行ひつゝ愛國愛土隣保共助の精神に基く硬教育を施し、その養成せられたる模範農民を歸村せしめて郷土の一般農民を感化し、斯くて究極に於ては理想的農村の建設を圖らんとするものである。

一、經營

府縣立となし、大體府縣に一ヶ所の方針をとるものであるが、數年後には自給自足の經營をなさしむるが如くであ

る。

一、指導者

精神に於ても技術に於ても十分その資格ある人を、府縣及び本省にて選考する。

一、生徒

道場一ヶ所の收容者は五十名乃至百名、年齢は略々十八歳以上四十歳未満の者であつて、學歷の如何を問はないが全國の農村中、自立更生の村是を持つ三十二百の町村に於ける折紙付の篤農家或はその子弟を、當該町村の經濟更生委員會、各町村農會等より推薦せしめ、生徒一名につき月七圓を補助する豫定である。

一、期間

一ヶ年乃至二ヶ年

一、道場の廣さ

耕地及び未墾地、林野等合して五十町歩内外

尙ほ最近（昭和九年六月二十九日）の農林省令第十三號によれば、農民道場は農事講習所規程の適用を受くるものゝ如く、左の通り改正條文が發表せられた。

○明治四十一年一月二十八日農商務省令第二號農事試驗場及農事講習所規程の改正

一、第四條の三 第九條第三項の農事講習所の地方産業職員左の如し

場 長

主 事

技 師

主 事 補

技 手

場長は主事又は技師を以て之に充つ但し特別の事由ある場合に於ては其の他の者を以て之に充つることを得

一、第九條に左の一項を加ふ

農村中堅人物養成の目的を以て農場を中心とする實習的訓練及農民精神の陶冶を主とする農事講習所は之を「修鍊農場」と稱することを得

長野縣立御牧原修鍊農場

長野縣北佐久郡川邊村

一、設立の趣意

本縣は一般經濟不況に加ふるに、主要産業たる繭絲價の慘落により、農家經濟の窮乏特に甚しく、思想亦稍もすれば輕佻詭激に走らんとせるも、他面心ある青年が皇國農民としての信念を把持し、隣保協助の國風に覺醒せんとするの傾向顯著なるは、全國に魁して昭和の新時代を劃すべき曙光として欣快に堪えざる所なり。縣はこゝに政府の助成を得て、北佐久郡川邊村御牧原縣立農事講習所經營實驗農場に隣接して農民道場を設置し、五十町歩の山林原野に開墾より始めて農場經營の範を示し、且つ各種加工販賣の共同的施設を完備してこれが實踐的指導により、農業に對する確固たる信念と、經營竝に農村更生計劃遂行に對する實際的手腕を有する農村中堅人物を養成するを目的とす。尙之に併せて前途の暗慘たるに彷徨せる青年農家に對し白熱的短期修練を行ひて大悟徹底せしめ以て全縣内に漲れる更生意識の翹望に添はんとす。

二、目的 本場は農場を中心とする實習的訓練及農民精神の陶冶を爲し、農村中堅人物を養成するを目的とす。

三、入場資格及修鍊期間 身體強健思想堅實なる十八歳以上の男子にして、現住地の市、町、村長の推薦に係る者の中より、場長銓衡の上入場を許可し、修鍊期間は一年とす(昭和九年度に限り八月一日より翌年二月末日迄七ヶ月とす)。短期修鍊は團體に限り之を許可し、修鍊期間に付ては其の都度場長之を定むるものとす。

四、修鍊生の生活状態と信念の確立 修鍊生は全部北佐久郡川邊村御牧原修鍊農場の寮舎に入舎せしめ場長の指導監督の下に起居し、規律ある家庭的自治生活を爲さしめ、朝夕宮城禮拜、皇國運動、國歌の合唱に依り、皇室を尊崇し、敬神の念を強め、農士道の理想を高め且つ農業經營上須要なる學科を課し、農場には一般農業に必要な設備及有畜農業、農産加工等の設備を整へ、合理的農業經營の體驗に依り、更生農村人としての信念の確立を期す。

五、修鍊生指導者 修鍊生専任指導者は場長、技師、技手、助手とし、此の外縣農商課、産業組合課、蠶絲課、林務課、經濟更生課、農事試驗場、蠶業試驗場、縣農會の職員を講師に囑託し、夫々専門の學術に付本縣の實狀に基き、之れが研究及び對策を講述す。職員左の如し。

場長	地方農林技師	西村 富三郎	同	田邊 忠一
囑託	海東 武次	同	栗林 數術	
地方農林技師	紺野 徳	同	藤原 玉夫	
同	小林 進	同	羽生 今朝七	
同	大坪 繁明	地方農林技師	水井 壽一郎	
同	鶴田 定平	同	松村 季美	
同	岡本 林平	同	酒井 文三郎	
同	前田 源吉	同	金崎 眞英	
同	西野 義行	地方農林主事	奥原 潔	

地方農林主事	丁字 富美雄	囑託(農試)	野澤 隆
農林技手	松澤 壽一	縣農會技師	伊藤 龜藏
同	矢田 憲吉	同	長瀬 勇
同	伊東 祐夫		

六、實習並實務練習 專任指導者の指導の下に農場地の山林、原野の開墾より始め、修練生の各農家擔當の農場を自己の計算に依り、農業經營を爲し、實務の練習を爲さしむ。

七、農場並演習林設置 本場は縣民の絶大なる興望により、昭和九年五月の縣參事會に於て追加豫算六四、五一四圓を以て、北佐久郡川邊村御牧原縣立農事講習所隣接地四十三町歩の山林原野田畑を買收し(内十四町歩地元寄附)、之れに當て、同郡内淺間山麓國有林六十町歩の拂下を受け、演習林に充つ。修練生は寮舎一棟内各室の四人一家族となり、平均二町歩宛を擔當せしめ、專任指導者亦此處に寢食を共にして、左記數項により實際に處して、智識技術を修練せしめ、且徳性の涵養鍛錬を爲すものとす。

(一) 修練生をして農業労働を好愛せしむる事
一般農家と同じく早朝に出て薄暮に歸り、晴耕雨讀の田園労働に慣れしめ、且作物家畜の愛育により、天與の恩恵豊かなるに感謝し、農者の幸福を味ひ、以て農村生活に對する信念を確立せしめむとす。

(二) 農家經營の實際研究
農場地四十三町歩の内二十三町歩は修練生全農家の共同地區とし、他の二十町歩には修練生四人を以て一農場平均

二町歩を擔當せしめ、有畜農業により耕地の改善を基調とし、米麥作、養蠶、果樹、蔬菜の各種作物を調和し、綜合的農家經營の體験を得ると共に、此等十農家は生産物の加工に、販賣に、又は耕種及確蠶飼育に於て、隣保扶助的共同作業を行ひ、農家小組合より農村經營の團體的訓練を如實に表現し、以て縣下當業者に對する模範的標準を示さむとす。

(三) 耕地擴張に對する實際研究
縣下耕地は全地積の一割三分に過ぎざるも、未開墾原野は十七萬町歩に餘り、實に既耕地と同一面積に及び、此等の内假令高原地に屬するものと雖も、各特有の作物ありて、天與の惠澤は農者の工夫と努力とを待つ事久し。新設農場が標高八百三十米突にして、平坦地と高原地との中間に位し、地勢亦起伏ありて、恰も本縣縮圖を示すの觀あり。此所に開墾作業より始めて、有畜農業による耕地の改善、多角形組織による經營の實際的研究を行ひ、農蠶業の生産費の低減を計り、修練生をして修練終了後縣下各地に於て之れを應用し、耕地擴張に依り縣内移住の實現を促進せしめむとす。

(四) 農村計劃の具體的指導
修練生は自ら農場經營の體験を得ると共に、本農場を中心として周圍農家の團體的指導を行ひ、こゝに理想農村の建設を工夫努力せしめ、農村改善計劃に對する識見手腕を養成せむとす。

八、日 課

起 床	午前四時三十分
掃除、洗面	同 五時まで
皇國運動、禮拜	五時——五時二十分

農村に於ける熟風教育

食前作業 五時二十分—六時三十分
 朝食 七時
 講義 八時—九時
 實習 九時—十一時三十分
 中食 正午
 實習 午後一時—六時
 夕食 同 六時三十分
 入浴及自習 同 八時まで
 禮拜 八時
 消燈 九時
 九、生徒

八月一日に入場せる者三十八名、内中等學校卒業者十一名、他は高等小學校卒業程度の者なり。
 生徒の出身地は殆んど全縣下に跨る。長男九名、他は次三男、年齢は十八歳乃至二十九歳なるが、二十三歳以下の者多し。

十、歳入歳出豫算書(昭和九年度)

歳入の部

科	目	豫算額	備	考
寄附金	八、六〇〇 <small>四</small>		臨時費に對し特別寄附	
國庫補助金	五、〇〇〇			
生産物收入	一、〇〇〇			
借入金	五三、〇〇〇			
一般會計繰入	五、〇〇〇			
計	七二、六〇〇			

歳出經常部

科	目	豫算額	備	考
技師	給	一、七九二 <small>四</small>	一名十ヶ月分	
技手	給	五七〇	一名六ヶ月分	
助手	給	三五〇	一名十ヶ月分	
嘱託主事補手當		一〇〇	一名十ヶ月分	
旅費		七〇〇	技師、技手、助手旅費 旅費五〇 赴任旅費	
嘱託講師旅費		五〇〇	嘱託講師 二名分	
賞與		二八		

第七 農民道場

農村に於ける熟風教育

四五二

修練生給費	一、八〇〇	一ヶ月一人分五圓宛四十人九ヶ月
修練生見學旅費補給	四〇〇	四十人 一人當一〇圓
舎監手当當	三六	舎監一人月手當一人四圓宛九ヶ月
備用品費	一、〇二〇	
消耗品費	五八七	
飼料費	四一六	
肥料費	四九二	
種苗費	二六四	
圖書及印刷費	二〇〇	
通信運搬費	一三〇	
修繕費	五〇	
雜費	五〇	
借入金利息	五六六	借入金五三、〇〇〇圓に對し年三分二厘の四ヶ月分
計	一〇、〇五一	

歳出臨時部

科	目	豫算額	備	考
---	---	-----	---	---

土地買收費	三〇、〇〇〇 ^四	山林原野二〇町歩一反歩六〇圓此の金 二二、〇〇〇圓
開墾費	八六〇〇	山林一〇町歩に對し開田、開畑工事費
建築費	二〇、〇〇〇	一棟建坪五二六坪坪當平均三八圓弱
初年度調辨費	二、七〇九	
家畜購入費	一、二四〇	
合計	六二、五四九	
合計	七二、六〇〇	

十一、農場の土地建物

イ、御牧原農場土地總面積四十三町歩、内譚山林、原野三十三町歩、畑九町歩、田一町歩
 ロ、淺間山麓演習林六十町歩

本縣は大山林縣にして一般農家は相當の山林を有するを以て修練生をして、一般農家に於ける副業的林業の智識並經驗を體得せしむる爲め、人工造林及天然造林（雜木矮林）に適する淺間山麓國有林六十町歩の拂下を受け、演習林の經營を爲さむとす。

第七 農民道場

四五三

農村に於ける塾風教育

八、修練生は四人を以て一族とし、寮舎各一室を占有し、總員四十人は十室（十農家）に分る。尙畜舎等は右十農家に劃して分屬せしむるに便ならしめむとす。建物の種類及建坪數左の如し。

種類	坪	種類	坪
寮舎	二七〇坪	豚舎	四〇坪
講師住宅	二五坪	鶏舎	二〇坪
堆肥舎	五〇坪	加工室	三〇坪
收納舎	五〇坪	井戸	一箇所
厩舎	二十坪		

十二、農場經營計劃

農場地四十三町步中、二十町步を十農家に分ち、其の一農家當及總作付反別並家畜飼養頭數左の如し。

種目	修練生四人を以てする一農家當	十農家合計	備考
水稻及陸稻	三反五畝步	三町五反步	
桑園	二反步	二町步	
粟、黍、蕎麥	二反步	二町步	
草莓、トマト、アスパラカス	一反五畝步	一町五反步	
果樹園	二反步	二町步	

野	藥用人參、百合、特殊作物	大豆、馬鈴薯	根菜類	飼料、 （青刈玉蜀黍） 小麥	大牛	牛	緬羊	豚	鶏	兔
一反五畝步	一反五畝步	四反五畝步	一反五畝步	五畝步	六畝步	一頭	二頭	三頭	三頭	八羽
一町五反步	一町五反步	四町五反步	一町五反步	五町反步	六町反步	一頭	二頭	三頭	三頭	八羽
				裏作						

此の外の二十三町步の土地は前記十農家の共同地區とし、牧草栽培に依り家畜飼料の自給を圖り、又牛馬緬羊の運動場に充て、尙胡桃、栗、果樹林及竹林、自然林、人工造林の造成となさむとす。

十三、長野縣立御牧原修練農場規程（昭和九年七月五日長野縣告示第四百六十九號）

第一條 本場は農村中堅人物養成の目的を以て農場を中心とする實習的訓練及農民精神の陶冶を行ふ

第二條 本場の修練期間は一年とす

第七 農民道場

短期修練を行ふものに在りては場長其の都度之を定む

第三條 修練生の定員は四十人とす

第四條 第二條第一項の期間は三月一日に始まり翌年二月末日に終る

第五條 休業日は左の如し但し休業日と雖も實習を課することあるべし

一 大祭日及祝日

一日 曜 日

一 冬季休業 十二月二十六日より翌年一月八日迄

第六條 修練生には左の科目を課す

農民道、公民科、農學一般、農業經濟、産業組合法、皇國運動

場長に於て必要ありと認むるときは前項科目を變更することあるべし

第七條 實習は本農場に於て農家としての組織的經營の體驗を得せしめ且隣保扶助的共同施設に依り團體的訓練を行ふものとす

第八條 修練生は寮舎に入舎し講師と共に敬神的共同生活を爲し農民道信念を確立することを要す

一 身體強健思想堅實なる十八歳以上の男子

一 現住地の市町村長の推薦したるものなること

第十條 入場志願者は入場願に履歴書及推薦書を添へ二月十五日迄に場長に提出すべし

第十一條 入場者は入場志願者中より場長銓衡の上之を許可す

第十二條 入場の許可を得たる者は保證人連署を以て誓約書を提出すべし

第十三條 保證人は本縣内に居住し獨立の生計を營むものたることを要す

保證人死亡し又は其の資格を失ひたるときは更に保證人を定め誓約書を提出すべし

場長に於て保證人を不適當と認めたるときは之を變更せしむることあるべし

第十四條 修練生疾病其の他の事由に依り退場せむときは其の事由を具し場長の許可を受くべし

第十五條 所定の修練を終りたる者には修了證書を授與す

第十六條 修練生にして其の本分に悖る行爲ありたるときは場長に於て譴責し又は退場を命ずることあるべし

第十七條 修練生(短期修練生を除く)には毎年度豫算の範圍内に於て學資金を補給す

第十八條 第十六條の規定に依り退場を命ぜられたる者に對しては既に支給せる學資金を返還せしむることあるべし

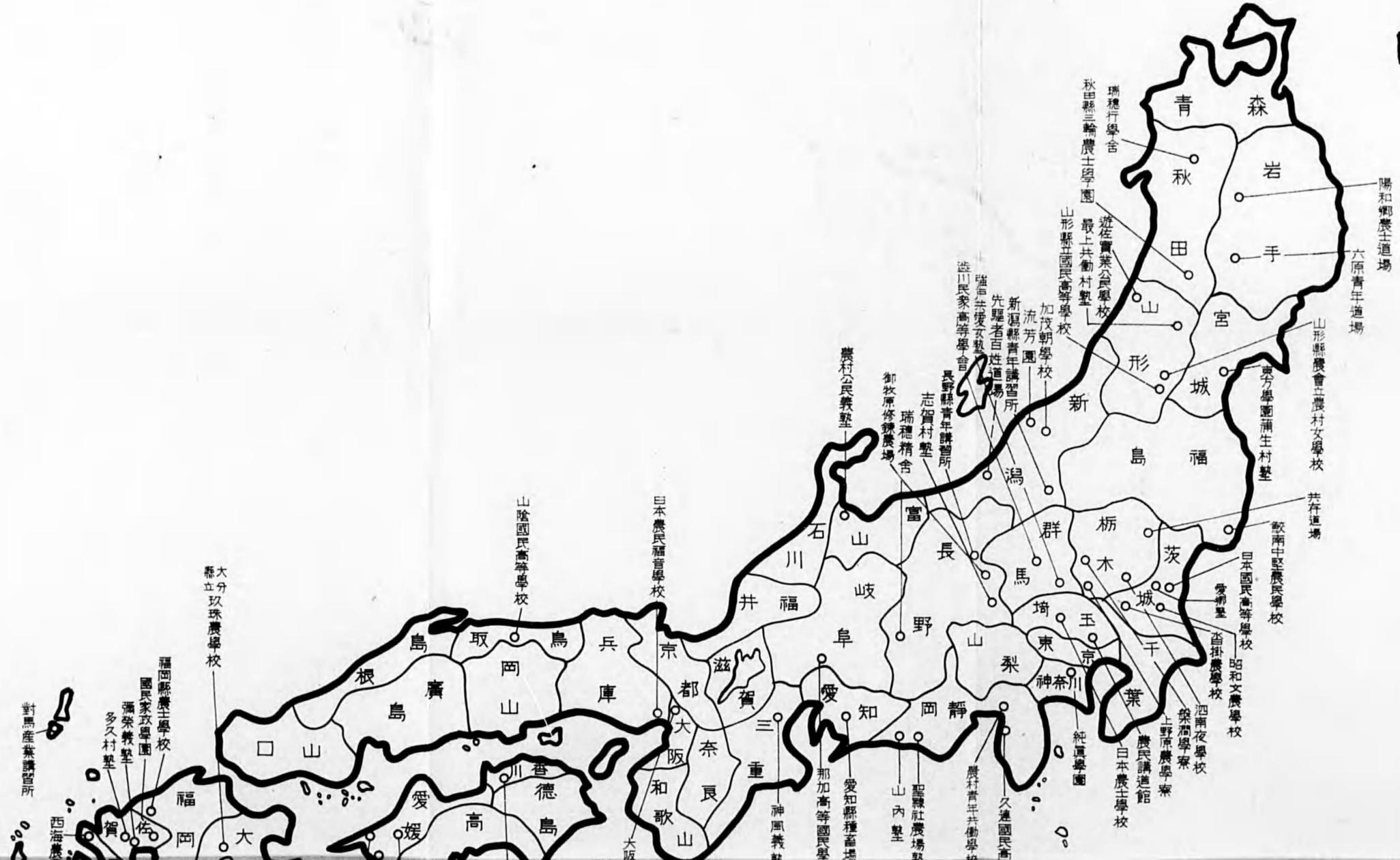
附則

本規程は公布の日より之を施行す

昭和九年に限り第四條中三月一日とあるを八月一日に第十條中二月十五日とあるを七月二十日とす

大洲高等農業專修學校	愛媛縣喜多郡大洲村宇若宮	同	十四年三月
上野原農學寮	栃木縣芳賀郡祖母井町大字祖母井一、七二五	昭和八年四月	
山形縣農會立農村女學校	縣內諸所の寺院に開設、但し縣農會は縣廳構内に在り	同	四年
農村公民義塾	富山縣氷見郡加納村	同	四年十二月
最上共勵村塾	山形縣最上郡稻舟村島越	同	七年八月
酒南夜學校	栃木縣足利郡御厨町大字島田七一	大正十四年九月	
昭和文農學校	茨城縣新治郡美並村	昭和二年四月	
山内塾	靜岡縣濱名郡吉野村須之木澤七八四	同	五年十月
愛郷塾	水戸市外常磐村石川原三、〇三九	同	五年末
長野縣立御牧原修鍊農場	長野縣北佐久郡川邊村	同	九年

分布圖



陽和鄉農士道場

六原青年道場

山形縣農會立農村女學校

東方學園浦生村塾

共存道場

教南中堅農民學校

日本國民高等學校

愛媛聖 齒掛農學校

昭和文農學校

四南夜學校

桑高學寮

上野原農學寮

農民講道館

日本農士學校

純真學園

久遠國民高

農村青年共働學坊

聖職社農場塾

山內塾

愛知縣種畜場

那加高等國民學

神風義塾

大阪

大

福

岡

大

福

岡

大

福

岡

大

福

岡

大

福

岡

大

福

岡

大

福

岡

大

福

岡

大

福

岡

大

福

岡

大

福

岡

大

10, 26

昭和九年十月二十六日印刷
昭和九年十月三十日發行

農村に於ける墾風教育

定價 金一圓八十錢

東京市芝區芝公園六號地
財團法人協調會

發行兼
著作權者 增田作太郎

印刷者 小西嘉三郎
東京市京橋區八丁堀四丁目五番地

發行所

東京市芝區
芝公園六號地

協調會

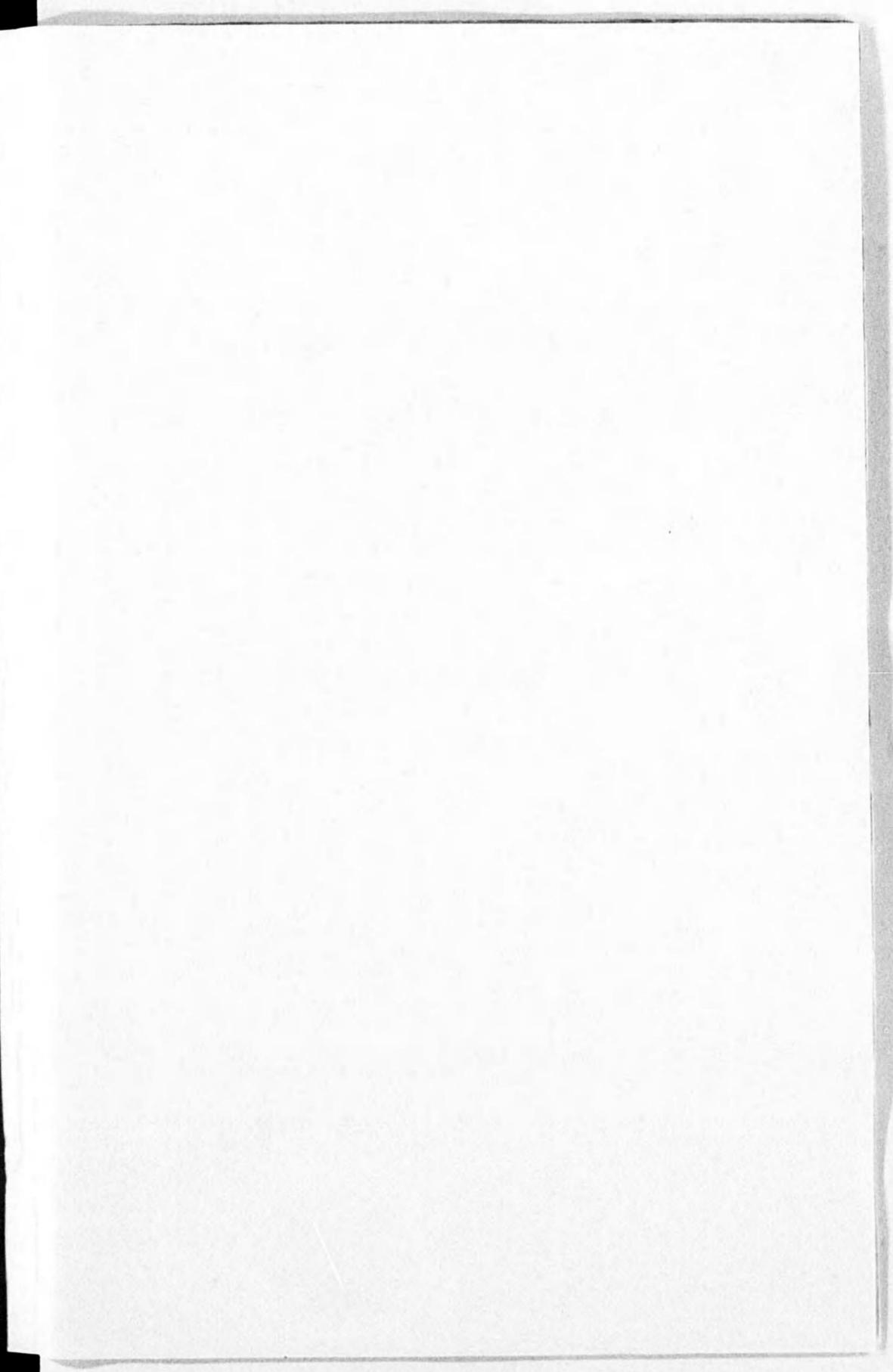
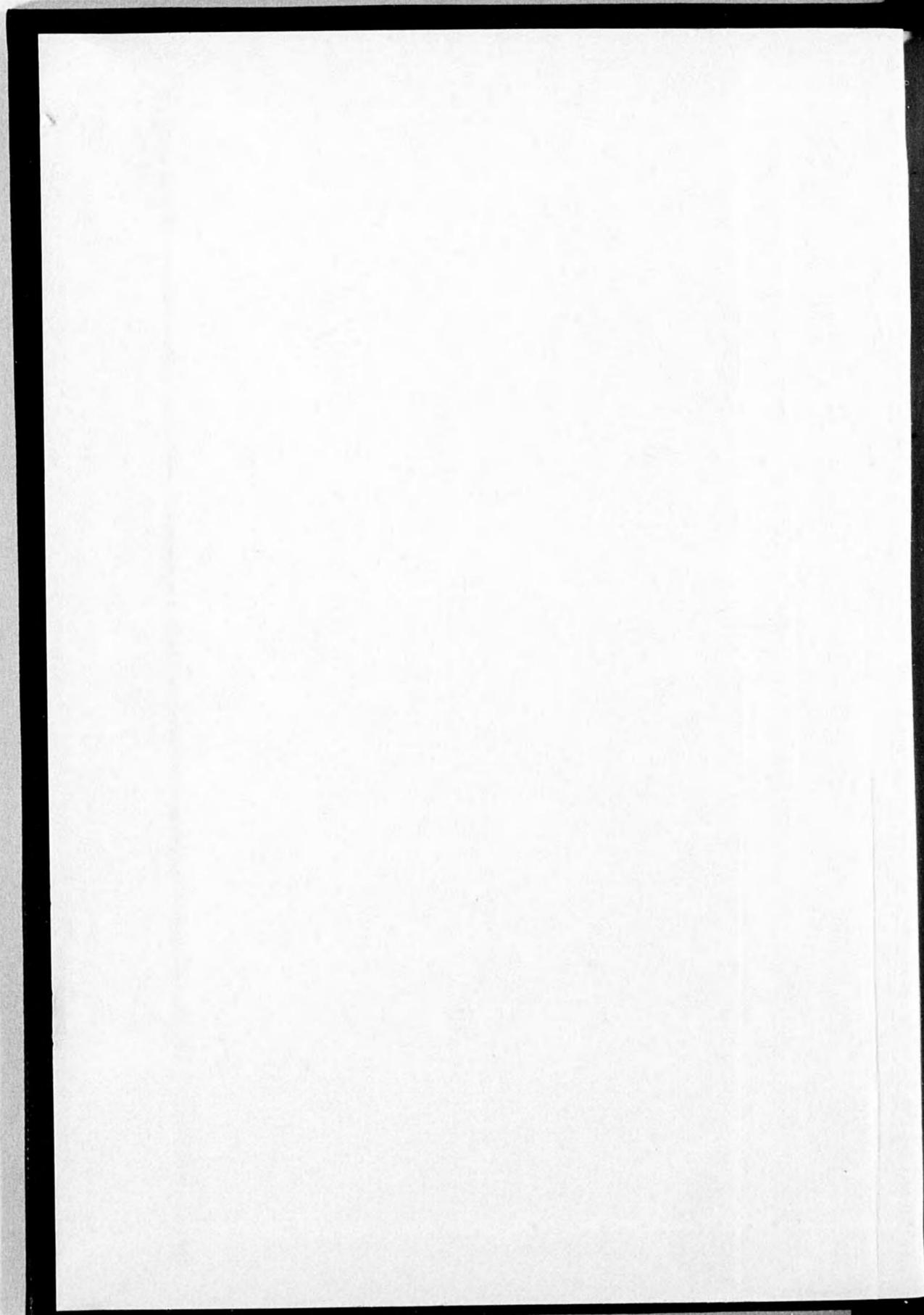
電話芝二二三一、二三六番
振替東京五三七〇四番

協調會刊書目

最近の社會運動	拾貳圓	英國產業の合理化問題	八拾錢
勞働法上卷	送料五拾錢	英國に於ける失業及其對策	送料五拾錢
勞働法下卷	送料四圓五拾錢	獨・米に於ける失業及其對策	送料八拾錢
社會思想史	送料四圓五拾錢	日本人口問題研究	壹圓五拾錢
各國勞働組合運動史	送料貳圓	日本人口問題研究 第二輯	送料貳圓五拾錢
獨逸勞働組合運動史	送料貳圓	英米獨佛の雇主組合	送料五拾錢
勞働史講話	壹圓五拾錢	產業及農會の教育的活動	送料貳拾錢
各國の社會政策	送料貳圓五拾錢	農村に於ける塾風教育	送料一圓八拾錢
消費組合論	送料貳圓	關於成人教育運動の新傾向	送料貳拾錢
產業合理化と社會政策	送料五拾錢	英國とその成人教育	送料七拾錢

協調會刊書目

獨逸國民高等學校運動	送料四拾錢	農村問題解説叢書第一輯	送料貳拾五錢
我國に於ける勞働者教育の趨勢	送料拾五錢	於ける農業委員會制度の話	送料四拾五錢
工場鑛山職長指導者の教育	送料拾五錢	農村問題解説叢書第二輯	送料四拾五錢
工場に於ける職長指導者の教育	送料八拾錢	農業保險の話	送料四拾五錢
職長及職長指導者の教育	送料八拾錢	農村問題解説叢書第三輯	送料參拾錢
工場に於ける職長の任務及教養	送料五拾錢	農村生活改善の話	送料參拾錢
本工場鑛山職長制度概要	送料五拾錢	農村問題解説叢書第四輯	送料參拾五錢
邦工場鑛山職長制度概要	送料五拾錢	農家負債整理の話	送料四拾錢
農村計畫叢書第一輯	送料四拾錢	吾過小農問題と共同經營	送料四拾錢
農村計畫叢書第二輯	送料五拾錢	おいしくて農村料理	送料四拾錢
農村計畫叢書第三輯	送料貳拾錢	井泉村基本調査	送料五拾錢
農村計畫叢書第四輯	送料貳拾錢	農家勞働調査報告	送料貳拾錢
農村計畫叢書第五輯	送料貳拾錢	更生農村の模範的事例	送料壹拾錢
農村計畫叢書第六輯	送料貳拾錢	農村社會運動の動向	送料五拾錢
農村計畫叢書第七輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第八輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第九輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第十輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第十一輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第十二輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第十三輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第十四輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第十五輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第十六輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第十七輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第十八輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第十九輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第二十輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第二十一輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第二十二輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第二十三輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第二十四輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第二十五輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第二十六輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第二十七輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第二十八輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第二十九輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第三十輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第三十一輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第三十二輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第三十三輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第三十四輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第三十五輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第三十六輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第三十七輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第三十八輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第三十九輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第四十輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第四十一輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第四十二輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第四十三輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第四十四輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第四十五輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第四十六輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第四十七輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第四十八輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第四十九輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第五十輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第五十一輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第五十二輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第五十三輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第五十四輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第五十五輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第五十六輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第五十七輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第五十八輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第五十九輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第六十輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第六十一輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第六十二輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第六十三輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第六十四輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第六十五輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第六十六輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第六十七輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第六十八輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第六十九輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第七十輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第七十一輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第七十二輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第七十三輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第七十四輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第七十五輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第七十六輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第七十七輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第七十八輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第七十九輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第八十輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第八十一輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第八十二輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第八十三輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第八十四輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第八十五輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第八十六輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第八十七輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第八十八輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第八十九輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第九十輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第九十一輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第九十二輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第九十三輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第九十四輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第九十五輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第九十六輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第九十七輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第九十八輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第九十九輯	送料貳拾錢		
農村計畫叢書第一百輯	送料貳拾錢		



終